

1 業務について

○南丹市消費生活相談窓口（9時～16時）

- ・月曜日、火曜日、金曜日 相談員 1名（平成30年4月～ 週3日）

○京丹波町消費生活相談窓口（9時30分～16時）

- ・水曜日、木曜日 相談員 2名（各曜日 1名）

○相談件数

	南丹市年間相談件数 (京丹波町民からの相談)	京丹波町年間相談件数 (南丹市民からの相談)
H29年度	77 (10)	62 (11)
H30年度	109 (14)	63 (6)
R元年度	88 (8)	42 (8)
R2年度	107 (18)	46 (13)
R3年度	109 (10)	42 (13)
R4年度	121 (15)	34 (12)

～参考～ 消費生活相談業務に関する協定書（平成29年4月1日締結） 抜粋

相談業務

第2条 南丹市及び京丹波町は、それぞれの区域内において委託により実施している相談業務について、南丹市及び京丹波町の両区域内の在住者に係る相談業務を行うものとする。

- 2 前項の相談業務において、相談業務が行われる日（以下「相談日」という。）以降に、同一相談者からの相談に対して、継続して相談業務を行わなければならない場合は、当該業務を相談者の相談を受けた市又は町において行うものとする。ただし、他の相談日において、改めて相談業務を行うことを妨げない。

2 報告事項

①広域行政の経緯（必要性）

- ・なぜ広域行政に取り組むことになったのか。

- ・他にも広域連携の方法があるところ、なぜ相互乗入方式を採用したのか。
→窓口としては市町とも週2日すでに開設、開設曜日も異なっており、相談員も各市町で雇用（賃金等にも違いがあった）していた為、広域連携をとるためには相互乗入方式が導入しやすかった。

②相互乗入方式の効果、課題

○効果

- ・相談日の調整により、平日5日間相談日の開設（平成30年度から）
- ・知り合いがいるなどで、在住市町での相談をためらう方が相談しやすい環境

○課題

- ・出勤曜日が重ならないため、相談内容の引き継ぎがメールのみとなる。
- ・相談者から電話があり来庁が必要となった際に、希望曜日が合わず、他市町の窓口での相談となる場合がある。（メリットでもある。）

③広報、啓発、消費者教育、見守り等の取組、課題など

○取組事例等

- ・南丹市 →2 箇月 1 回発行の市広報の消費生活相談のコーナーにて啓発、各市町どちらの窓口でも相談可能と広報している。
- ・京丹波町→毎月1回発行の町広報紙で消費生活に関する啓発及び各市町どちらの窓口でも相談可能と広報している。あわせて、広報紙に掲載した内容を自主放送番組で取り上げ、啓発を行う。

○課題等

- ・消費生活相談相談員の確保問題
- ・コロナウイルス感染症の影響により、消費者教育の出前講座などが数年未実施。